

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により、令和 6 年 3 月 29 日付けで届出された次の大規模小売店舗について、広島市は当該大規模小売店舗の設置者に対し、同法第 8 条第 4 項の規定に基づく意見のほかに要請を行いましたので、その概要を公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 （仮称）広島駅ビル ekie（エキエ）（東区画）
- (2) 所在地 広島市南区松原町 1185 番地

2 大規模小売店舗を設置する者

J R 西日本不動産開発株式会社

代表取締役社長 藤原嘉人

大阪市北区中之島二丁目 2 番 7 号

中国 SC 開発株式会社

代表取締役社長 竹中 靖

広島市南区松原町 1 番 2 号

3 広島市の要請の概要

別紙のとおり。

4 広島市の要請の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市南区皆実町一丁目 5 番 44 号
広島市南区役所市民部区政調整課

5 広島市の要請の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和 6 年 12 月 2 日から令和 7 年 1 月 2 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 49 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

JR西日本不動産開発株式会社

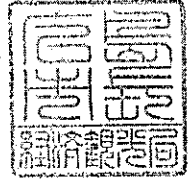
代表取締役社長 藤原 嘉人 様

中国SC開発株式会社

代表取締役社長 竹中 靖 様

広島市長 松井 一實

(経済観光局産業振興部商業振興課)



大規模小売店舗の変更に伴う対応について（要請）

令和6年3月29日付けで大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により届出された「(仮称)広島駅ビル ekie(エキエ)(東区画)」について、本市は令和6年11月29日付けで同法第8条第4項の規定に基づく意見を述べましたが、その他、下記の事項についても対応をお願いします。

記

- 1 周辺道路の混雑緩和のため、インターネット等を利用した経路案内を充実させること。
- 2 自動車による来店を抑制するための公共交通機関の利用促進策について、具体的実施方法を提出すること。
- 3 開店後も周辺住民等と協力・協議等を積極的に行い、駅周辺のまちづくりに貢献すること。
- 4 南方面からの来店経路については、交通量の分散化を図るため必要に応じて来退店経路の見直しや周辺の商業施設と駐車場の利用に關しての連携を検討すること。
- 5 障害者等用駐車区画の配置場所について明示し、適切な位置に掲示すること。
- 6 騒音予測の資料について、周辺住民等に対する影響や配慮の内容を検討した資料を提出し、支障がないことを示すこと。
- 7 開業後に予測を超えた車両台数が駅北側駐車場の出入口を利用し、周辺道路に混雑や安全性の問題が生じた場合には、例えば、東方面から来店する車両は既存の(主)東海田広島線沿いの出入口を活用して新設する駅北側駐車場に入庫できるよう検討するなど、店舗設置者の責任において必要な対策を講じること。
- 8 営業開始後も、交通、騒音等の状況を把握するとともに、大規模小売店舗立地法第10条に規定するとおり店舗周辺の生活環境の保持について適正な配慮をして、店舗の維持及び運営を行うこと。また、本市が同法第14条の規定による報告を求めた場合には報告すること。
- 9 広島市大規模小売店舗地域貢献ガイドラインに基づき提出された地域貢献計画書に沿った店舗運営に取り組むこと。